

○ 稲川土地改良区利水調整規程

〔平成31年3月8日
制 定〕

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この規程については、稲川土地改良区の用水受益地について適用するものとする。

（原則）

第3条 この土地改良区は、水利使用規則で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、水利使用規則に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

（用排水調整委員会）

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第6条 用排水調整委員会は、配水の単位となる地区（以下「各区維持管理世話人委員会」という。）を設定する。

2 各区維持管理世話人委員会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「各区維持管理世話人委員長」という。）を1名選任し、理事会に報告する。

第2章 配水計画

（配水計画）

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

（諮問及び答申）

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、3月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、4月末日までに答申するものとする。

（意見聴取）

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、4月末日までに、各区維持管理世話人委員長から、今年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 各区維持管理世話人委員長は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

（周知）

第10条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

（渇水時等の対応）

第11条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

（問合せ先）

第12条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、各区維持管理世話人委員長とする。

2 各区維持管理世話人委員長は、農業用水の利用の調整に関する問い合わせを受けたときは、用排水調整委員会に報告するものとする。

附則（平成31年3月8日議決）

この規程は、制定した日から施行する。